

# 「令和5年度山口県交通安全実施計画」の概要

## 目標指標と本計画の位置付け

- 「第11次山口県交通安全計画」（令和3年度から令和7年度）に基づき、関係機関・団体が連携して、陸上交通の安全確保に向けた対策を推進

年 \ 項目	交通事故死者数	目標達成度	交通事故重傷者数	目標達成度
令和4年	31人	達成	380人	達成

第11次山口県交通安全計画（計画期間：R3～R7年度）の目標指数

- 交通事故死者数の目標 36人以下
- 交通事故重傷者数の目標 390人以下

## 実施計画の主な施策

### 第1 道路交通の安全

「交通安全思想の普及の徹底」、「道路交通環境の整備」など、8つの柱に沿った交通安全対策を推進

#### 1 交通安全思想の普及の徹底 (P1～P20)

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 普及啓発活動の推進
- (4) 民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

#### 2 道路交通環境の整備 (P20～P38)

- (1) 生活道路及び通学路等における歩行者優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
- (6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進
- (7) 無電柱化の推進
- (8) 効果的な交通規制の推進
- (9) 自転車利用環境の総合的整備
- (10) ITS（高度道路交通システム）の活用
- (11) 交通需要マネジメントの推進
- (12) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (13) 総合的な駐車対策の推進
- (14) 道路交通情報の充実
- (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

<b>3</b>	<b>安全運転の確保</b>	(P39～P53)
----------	----------------	-----------

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 運転免許業務の改善
- (3) 安全運転管理の推進
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- (5) 交通労働災害の防止等
- (6) 道路交通に関する情報の充実

<b>4</b>	<b>道路交通秩序の維持</b>	(P53～P57)
----------	------------------	-----------

- (1) 交通指導取締りの強化等
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進
- (3) 暴走族等対策の推進

<b>5</b>	<b>車両の安全性の確保</b>	(P57～P61)
----------	------------------	-----------

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進
- (3) 自動車アセスメント情報の提供等
- (4) 自動車の検査及び点検整備の充実
- (5) リコール制度の充実・強化
- (6) 自転車の安全性の確保

<b>6</b>	<b>救助・救急体制の整備</b>	(P62～P64)
----------	-------------------	-----------

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

**7****被害者支援の推進**

(P64～P67)

- (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
- (2) 損害賠償請求の関する援助活動の推進
- (3) 交通事故被害者支援の充実強化

**8****研究開発の充実**

(P67～68)

- (1) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進
- (2) 車両の安全に関する研究の推進
- (3) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実
- (4) 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究

**第2 鉄道交通の安全**

「鉄道交通環境の整備」、「鉄道交通の安全に関する知識の普及」など、7項目の柱に沿った交通安全対策の推進

**1****鉄道交通環境の整備**

(P68～P69)

- (1) 鉄道施設等の安全性の確保
- (2) 運転保安設備等の整備

**2****鉄道交通の安全に関する知識の普及**

(P69～P70)

**3****鉄道の安全な運行の確保**

(P70～P72)

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
- (7) 計画運休への取組

**4****鉄道車両の安全性の確保**

(P72)

**5****救助・救急活動の充実**

(P73)

6 被害者支援の推進 (P73)

7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 (P73～P74)

### 第3 踏切道における交通の安全

踏切道の立体交差化、構造改良の推進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進など、4つの柱に沿った総合的な安全対策の推進

1 踏切道の立体交差化、構造改良の推進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 (P74)

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (P75)

3 踏切道の統廃合の促進 (P75)

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 (P76)